三　無害化処理の用に供する施設の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
五　申請年月日
令和八年三月三十日
六　縦覧場所
イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室
ロ　関東地方環境事務所資源循環課
ハ　九州地方環境事務所資源循環課
ニ　千葉県庁環境生活部廃棄物指導課
ホ　君津市役所環境保全課
ヘ　大分県庁生活環境部循環社会推進課
ト　大分市役所環境部廃棄物対策課

その他告示

○財務省告示第百五十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年四月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年五月二十二日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	2,000,000,000円	100.00円
〃	第23回	200,000,000円	100.75円
〃	第27回	2,000,000,000円	100.65円
〃	第27回	3,000,000,000円	100.70円
〃	第27回	3,000,000,000円	100.75円
〃	第27回	2,000,000,000円	100.80円
〃	第28回	1,500,000,000円	99.74円
〃	第28回	1,500,000,000円	99.79円
合計		15,200,000,000円	

○農林水産省告示第七百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月一日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26076号
2　登録年月日　平成29年６月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイアメリア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29726号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精みよし
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29749号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium crispum (P. J. Bergius) L'Her.
4　登録品種の名称　PACEYEPI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

○農林水産省告示第七百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20862号
2　登録年月日　平成23年７月４日
3　農林水産植物の種類
Rubus L.
4　登録品種の名称　ウォシュタ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Board of Trustees of University of Arkansas
2404 North University Avenue, Little Rock, Arkansas 72207 USA

○農林水産省告示第七百十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28010号
2　登録年月日　令和２年７月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFTISS1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第七百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年七月十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年五月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第20873号
2　登録年月日　平成23年７月11日
3　農林水産植物の種類
Lentinus edodes (Berk.) Sing.
4　登録品種の名称　KA-2050号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリテック株式会社
東京都台東区浅草橋一丁目９番12号